

仕様書

1 委託事業名

地域支え合い人財づくりツアー実施業務

2 業務目的

本市が進める地域包括ケアシステムの構築に向けては、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた地域の多様な主体による取組を推進することが重要である。こうした中で、民生委員児童委員をはじめ、町内会・自治会など地域の多様な方々が、日頃から見守りをはじめとした様々な活動を行っている。

しかしながら、本市の町内会・自治会の加入率や民生委員児童委員の充足率は年々低下しており、地域における「支え合いの人財づくり」を進め、民生委員児童委員の担い手の裾野を広げる取組が必要である。

本業務は、自分が住んでいる地域に関心を持ち、地域のために何か活動してみたいと考え、将来的に民生委員児童委員の担い手となり得る人を対象とし、講演会や実際の地域での取組を知ることで、同じ考えを持つ仲間と話し合い、実践につなげ、地域における「支え合いの人財づくり」を推進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 「地域支え合い人財づくりツアー」等の開催に係るプログラム企画・運営

① 概要

地域づくりに関心があり、将来的に民生委員児童委員になることが見込める人材を確保するため、対象となる市民に効率的かつ効果的に広く働きかけ、市民活動団体の活動を実際に体感して、活動をはじめめるきっかけとなる「地域支え合い人財づくりツアー」（以下、「ツアー」という。）や「地域支え合い人財づくり講演会」（以下、「講演会」という。）に係るプログラムの企画、資料作成及び当日の運営支援を行う。

② ツアーの実施

次のすべての項目を満たすプログラムを企画し、ツアーを実施すること。

ア 計4回程度開催（川崎区、幸区、高津区、麻生区で各区1～2回程度開催）すること。

1回につきおおむね2～3時間程度で開催すること。開催時期や開催方法、回数、場所等について、発注者と協議の上、企画し、決定すること。

イ プログラムには、オリエンテーション、市内の市民活動団体（町内会・自治会、地区民生委員児童委員協議会等）の活動見学や体験、参加者による意見交換会を盛り込むこと。

ウ 意見交換のための会場使用料は受託者が負担すること。

エ 見学先団体については、受託者からの提案を参考に発注者が選定・連絡調整を行うこと。見学先及び後述のグループワーク協力者に対する謝礼については、受託者が負担すること（1団体あたり5,000円を想定）。源泉徴収の必要がある場合は、受託者が手続きを行うこと。

オ 参加者のレクリエーション保険への加入手続き及び保険料は、受託者が負担すること（全体を通じたツアーの総参加者150名程度を想定）。また、各プログラムを安全かつ円滑に進行すること。

(プログラム例)

- ・オリエンテーション
ツアーに関する説明を行い、参加者同士が自己紹介を行う。
- ・活動見学・体験
市内の市民活動団体の取組事例を見学する。
- ・意見交換会
各参加者が感じたことを共有し、意見交換を含めた交流を行う。また、可能な範囲で町内会・自治会役員や民生委員児童委員等に参加いただく。

③ 講演会の実施

上記②のツアーと合わせて、次のすべての項目を満たすプログラムを企画・実施する。ただし、講演会をツアーに変更して実施する場合がある（詳細は別紙1参照）。

ア 計4回程度開催（川崎区、幸区、高津区、麻生区で各区1回程度開催）すること。1回につき2時間程度で開催すること。開催時期や開催方法、テーマ等については、発注者と協議の上、企画し、決定すること。

イ プログラムには、地域づくりをテーマとした講演や参加者同士による意見交換を含めること。

(プログラム例)

- ・オリエンテーション
- ・講演
- ・講師（例）：町内会・自治会役員、民生委員児童委員、地域防災活動の参加者、NPO法人役員、子育て支援に携わっている者、学識経験者 等
- ・グループでの意見交換
- ・まとめ

ウ 会場使用料は受託者が負担すること（使用料は附帯設備含め5万円程度を想定）。

エ 講師に対する謝礼については、受託者が負担すること（合計5万円程度を想定）。

(2) 参加者の募集及び参加者の確保に向けた効果的な広報の実施

① ターゲット

地域づくりに関心のある市内在住者で、新たに民生委員児童委員になることが見込める者
(例) PTAのOBやOG（PTA協議会、地域教育会議、寺子屋講座等）、市内企業に勤める社員（SDGsパートナー、えるぼし、各区連携企業等）、地域団体の活動者及びOB・OG（各区でつながりのある団体、認知症サポーター等）

② 参加者数

原則、事前申込制とし、1回あたり15名程度の参加者を確保し、実施すること。

③ 参加者が負担する費用

参加者が負担する費用は、原則ないものとする。

④ 参加者の募集方法

参加者の募集は受託者が行うこと。加えて、各区役所が実施する地域づくりイベント等と連携して実施する場合は、発注者と調整を行うこと。なお、参加者の申込みの受付は、発注者が行う。

⑤ 参加者の確保に向けた効果的な広報

ア 受託者は、参加者の募集や広報に使用するチラシ（A4版カラー両面、全体を通して44,000部）を企画・作成すること。

イ プログラムの内容や対象者等を踏まえ、ウェブサイトやメール、SNS、広報誌など受託者から提案するノウハウや手法を活用するとともに、発注者の持つ複数の広報媒体も活用し、効率的かつ効果的な募集活動を行うこと。

⑥ 参加者との連絡調整

ツアー及び講演会参加者、講師等との連絡調整は、受託者が窓口となること。

(3) その他

① 記録について

ア ツアーや講演会等の様子を記録するため、カメラ等を用いて記録写真を撮影すること
なお、講演内容については、登壇者に同意を得た範囲で記録写真のほか記録用の動画を撮影すること。

イ 参加者に対し、撮影した写真等は本市ウェブサイトやその他の広報資料において使用すること、参加者への提供は行わないことを伝え、予め了承を得ること。

② 資料について

受託者は、ツアーや講演会等で使用する資料を発注者と協議の上、企画・作成すること（詳細は別紙2参照）。なお、企画・作成に係る費用は受託者が負担すること。

③ 昼食の費用について

講演会と併せてツアーを1日で開催する場合は、講演会とツアーの間に昼食を盛り込むこと。なお、昼食の費用は受託者が負担すること。

④ 活動時の安全管理体制について

活動時の安全管理体制として、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にし、書面で発注者に提出すること。

5 業務実施体制

(1) 管理責任者等の配置

本業務の管理責任者を1名、発注者、講師又は訪問先との各種調整の窓口となる業務担当者を2名以上定めること。（4つの区役所と同時期に打合せ等が予定されていることから、業務担当者は複数人配置することに加え、より効率的に業務を遂行できることが望ましい。）

(2) 実施体制表の作成

本業務の実施体制を示す実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、発注者が指定する期日までに提出し、承認を得ること。

6 業務完了報告

業務内容に記載する業務完了後に、発注者に業務完了届を提出すること。

7 成果物

(1) 成果物の提出について

業務完了後に、以下の成果物を発注者に提供すること。

- ① 参加者名簿の電子データ 一式
 - ② 業務報告書 1部
 - ③ 報告書及び作成資料（チラシ等）の電子データ一式
- ※ 電子データの形式は、別途協議する。

(2) 成果物の権利の帰属について

本業務の成果にかかる一切の権利は川崎市に帰属するものとし、許可なく他者に公開してはならない。また、本事業以外に使用しないこと。

(3) 報告書の校正について

業務報告書作成時に、校正を3回以上行うこと。

8 業務実施にあたっての留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ② 業務の遂行にあたり、事故が発生した場合は、発注者（本庁及び区役所担当者）に遅滞なく連絡し、発注者の指示のもと対処することとする。
- ③ 事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認める場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受託者で協議の上、決定する。
- ④ その他、本仕様書に明示のないもの及び疑義が生じた事項については、双方で協議の上、決定する。

作成するチラシのイメージ

(1) 見本 1

民生委員児童委員の魅力を知ろう

現在、活躍されている民生委員児童委員のお話や他都市での民生委員児童委員と町内会・自治会が連携した取組などを聞いたり、活動を体験するツアーに参加して、地域を支える民生委員児童委員活動のやりがいや魅力を感じてみませんか？

知って 体験して やりがいを感じる

令和7年2月12日(水) 参加無料

講座 (定員：50名程度)
 「地域を支える民生委員児童委員の魅力を学ぶ」
 10:30～12:00 (予定)
 宮前区役所4楼大会議室
 民生委員児童委員の活動や他都市の取組を学び、やりがいや魅力を学びます。

風食 12:00～13:30
 講座・体験ツアー一方向にお申込の方には、風食をご用意します。風食をとりながら、参加者みなさんと交流できます。

体験ツアー (定員：20名程度)
 「なごよしサロン」活動見学
 13:30～15:30 (予定)
 野川神明社会館 (野川本町 3-10-1)
 民生委員児童委員の地域コミュニケーションカフェ。当日はひな人形を作ります。

お申込み・お問い合わせ
 右の二次元コードからお申込下さい。申込締切：2月5日(水) 市内在住の方がお申込みできます。講座と体験ツアーどちらかだけの参加も可能です。ツアーは参加者多数の場合、抽選となります。電話・FAXでもお申込できます (FAXの伝票は裏面参照)。電話：050-1721-4267 FAX：03-5937-5641 川崎市から電話を受けた株式会社新直技研研究所が申込・問い合わせの窓口になっています。主催：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室、協力：宮前区役所地域ケア推進課

表

FAX 申込用紙

お申込の場合は、2月5日(水)までに必要事項を記入の上、03-5937-5641 宛に送信してください。

※のある項目は必須回答項目です。

参加するイベント※ (該当するものを○)	講座と体験ツアー一方向 講座のみ 体験ツアーのみ
お名前※	(フリガナ)
電話番号※	連絡がつかずやすい場合はお願います。
メールアドレス	
年代 (該当するものを○)	20代以下 30代 40代 50代 60代 70代 80代以上
お住まいの住所	●丁目●番地●号まで入力しなくても結構です。
民生委員児童委員活動への関心について	1 民生委員児童委員活動をしたいと考えている 2 民生委員児童委員活動に興味がある 3 民生委員児童委員活動に興味はない
このイベントは、どのようにお知りになりましたか? (該当する番号1つに○)	1 イベントチラシ 2 イベントの Web サイト 3 家族や友人などお知り合いから 4 町内会・自治会の方からの紹介 5 民生委員児童委員の方からの紹介 6 ソーシャルメディア (X、Facebook、Instagram など) 7 その他 ()
お申し込みの動機	動機がなければ記入ください。

メールアドレスをお持ちの方には、選別メールにてイベントに関する決断を行います。

裏

(2) 見本 2

地域活動の体験ツアーに参加しませんか?

「子育てやお仕事が一掃、何か自分の経験を活かすことはできないかな?」「お世話になった地域に貢献したいけど、何をしたらいいだろう...?」そんなアナタに! 地域の活動に参加して、地域の方のお話を聞いてみませんか? おひとりでも、お友達とご一緒でも大歓迎です。ももの会とお茶べり会は、どちらか一方、または両方にご参加いただけます。

2月12日(水) 11:00～13:00
ひとり暮らし高齢者会食会 ももの会
 丸子多摩川こいの家 (丸子道 1-639-3)
 地域で気軽に交流できる会食です。歌や健康作りのための簡単な体操などもしています。主催団体：丸子地区社会福祉協議会

●地域に住む高齢者の関わりを防止や交流を目的に開催しています。
 ●会食は地域の方手作り茶室の会食料理です。ぜひ召し上がってください!

2月26日(水) 10:00～13:00
お茶べり会
 新堀 WORK PASSAR 楽し (上新堀 2-7-1)
 気軽にしゃべりを楽しんだりひとときを体験します。地域の活動や情報共有の場にもなっています。主催団体：上野町町内会

●「まちにまで通じたい。」そんな相談をきっかけに、上新堀町内会の皆様や、誰もが気軽に参加できます。立ち上げた10年以上続くコミュニティです。
 ●主催の方々はもちろんのこと、参加者の皆さんも話しやすく、初めてでもとても心地の良い空間で、履物がまよってしまっても大丈夫なイベントの心づかいです。

参加無料*です。
 お無料にご参加ください! ぜひこの機会に、地域の輪に加わって頂きたい!

お申込み・お問合せ
 中野区在住・近隣者を対象とさせていただきます。お申込みフォームよりお申し込みください。参加申込みの期限は次のとおりです。
 ・「ももの会」のみ：1月31日(金)まで
 ・「お茶べり会」のみ：2月14日(金)まで
 ・両方に参加：1月31日(金)まで
 電話でもお申込できます。電話：044-744-3239 (川崎市中原区立役所地域ケア推進課) 本イベントは川崎市地域交流推進協議会が実施者として開催しています。主催：川崎市健康福祉局地域ケア推進室

※本チラシは昨年度作成したもので、あくまでも一例であるため、内容については、委託者と協議しながら決めること。